正	誤

令和七年五月三十日（号外第百十九号）公布農林水産省令第二十四号（漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

一七六ページ終りから一行目の次に次を加える。

ページ	段	行	誤	正
			第六条・第七条　（略）	**第四条・第五条**　（略）
一八〇	第四条改正後欄	一	水産流通指導官	水産流通指導官、水産流通電子化推進専門官
〃	第四条改正前欄	〃	〃	〃
〃	終りから	〃	「第十二条第一項」を「第三十二条第一項及び第二項」	「第12条第１項」を「第32条第１項及び第２項」